

8 財政ファイナンスではない！？ ～ ②日銀券ルール

■ 日銀券ルール ■ ～ 日本銀行ホームページより

2001年3月の金融政策決定会合で決定された、「金融調節上の必要から行う国債買入れ」を通じて日本銀行が保有する長期国債の残高について、銀行券発行残高を上限とするという考え方です。

2013年1月の共同声明・・・を踏まえ、・・・「量的・質的金融緩和」の実施に際し、一時停止しています。

'13年4～5月

QQE1 導入直後

黒田総裁 日銀券ルールというのは一つのルールでございますので、今回の金融政策の決定に当たりましては、物価安定の目標を達成するというためにこの政策を行っているわけでございますので、その物価の安定も達成され、徐々に国債の保有残高が減っていくという中でこの**日銀券ルールというのは復活してくる**ということで、あくまでも一時的な取扱いとして日銀券ルールを適用停止にしているということでございます。

～ 2013年4月25日参・予算委（大門実紀史委員への答弁）

黒田総裁 いわゆる日銀券ルールにつきましては、現在、今申し上げたような量的・質的金融緩和の下で大量に長期国債を買い入れますので、そのルールは一時停止すると。しかし、これは**物価安定目標が達成され、金融経済が正常化した下においてはまた復活する**という考え方でございます。

～ 2013年5月8日参・予算委（川上義博委員への答弁）

黒田総裁 日本銀行として、・・・旧来の日銀券ルールというものは停止して、その下で2%に向けて量的・質的金融緩和を推進しており、その下で何か問題は起こっているとは思っておりません。・・・**今後2%が達成され安定的に持続するような状況になって、その下での金融政策の下でこの日銀券ルールをどうするのかということは今後確かに検討する必要があると**思っております。

～ 2015年5月25日参・決算委（金子洋一委員への答弁）

'15年5月

直近

